こどもの権利に関する条例(仮称)

素案

令和6年11月20日

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

骨子素案(たたき台)に対する委員ご意見と対応などについて

条例の構成(案)	委員ご意見	対応など
1 前文	 「少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域の関わりの希薄化などがこどもへの様々な影響を与えるなか」という表現では、少子化、核家族化、共働き世帯の増加がこどもに問題をもたらす負の要因のようにとらえられかねない。 「こども当事者」の意義が不明確 こどもが「安心して」意見を述べる場づくりは必要。「安全」を標記する必要はあるか。 	 ・少子化や核家族化等がこどもに負の影響を与える直接の原因であると 誤解されないよう「少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加により、地域の関わりの希薄化の進行が進み、こどもに様々な影響を与えるなか」に修正 ・「こども」に修正 ・ご意見を踏まえ、「こどもが安心して」に修正
2 目的	_	
3 定義	_	
4 基本理念	・こども主体と大人主体が混在している。	・ご意見を踏まえ修正
5 こどもの大切な 権利	 「こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、 経済状況などいかなる理由でも差別されない権利」を 「いかなる理由でも差別されない権利」に修正しては どうか。 「命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして 	・差別理由を具体的に例示して差別を分かりやすくイメージできる規定としている。・ご意見を踏まえ、「命が守られ、かけがえのない存在として、愛情と
	成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される権利」を「命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして幸せに生きる権利。健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される権利」に修正してはどうか。	理解をもって大切に育てられること」及び「健康な生活ができ、医療、 教育、生活への支援などを受けることができること」に修正

骨子素案(たたき台)に対する委員ご意見と対応などについて

条例の構成(案)	委員ご意見	対応など
5 こどもの大切な権利(つづき)	 「自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利」を「自由に自分の意見を表す権利」に修正してはどうか。 「自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利」を「自分の成長に役立つ多くの情報を知る権利」に修正してはどうか。 「暴力をふるわれたり不当な扱いを受けたりすることがない権利」を「いじめ・暴力をふるわれたり不当な 	 ご意見を踏まえ、「自分の気持ちや考えを自由に表明することができ、尊重されること」に修正 ご意見を踏まえ、「自分の成長に役立つ必要な情報提供を受けて、社会に参加することができること」に修正 ご意見を踏まえ、「いじめ、虐待など、あらゆる暴力や不当な取扱いなどを受けたりしないこと、また、気軽に相談し、適切な支援を受けることができること」に修正
	扱いを受けたりすることがない権利」に修正してはどうか。 ・スポーツと文化は並列にしなくてもよいか。 ・「文化芸術活動」と硬い文言が使用されているところに少し違和感のある印象を受ける。	・ご意見を踏まえ、「様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、社会体験活動ができること」に修正
6 責務·役割等	・保護者のみに「生活のために必要な習慣」付けを求めることには違和感がある。例えば保育園、幼稚園、学校でも、そのような習慣を学ぶ場面はあるはずだが、それらも含めてすべて保護者の役割と規定することには疑問がある。保護者には、子どもに「適切な教育」を受けさせる義務があるということであれば、その通りかと思う。	・教育基本法や児童福祉法の規定を踏まえ、本条例では保護者に第一義 的責任があると規定し、保護者のみの責任としない規定となっている。

骨子素案(たたき台)に対する委員ご意見と対応などについて

条例の構成(案)	委員ご意見	対応など
6 責務・役割等 (つづき)	 ・子どもをめぐる関係者には、子どもの権利に対する理解とその権利が侵害されていないかを注意深く見守ること(子ども自身が声を上げづらい事態があることも踏まえ)、及び、子どもの意見に十分に配慮すること、子ども自身の意見を形成するための情報提供をすべきことも、責務として規定してよいのではないか。「子どもの視点に立った情報提供」は県の責務とされているように見受けられるが、県のみならず、子どもに関わる者一人ひとりが意識すべきことだと考える。 ・県の責務としては、子どもの権利が侵害された場合の救済措置について、できれば検討頂きたい。(「問題の解決に取り組む」とされているので、そこに含まれるのかとは思うが) 	 ・ご意見を踏まえ、県民の責務に「こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守る」ことを加えるとともに、「こどもの支援の基本となる事項」において、県その他こどもの健やかな成長を支える者も、こどもの視点に立った分かりやすい情報提供に努めることを規定 ・こどもの意見に十分配慮することについては、基本理念(3条4号)において、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」と規定しており、ご意見の趣旨を反映している。 ・ご意見を踏まえ、「こどもに対する権利侵害の救済等」の規定を追加。
7 こどもの支援の 基本となる事項	<u>—</u>	

こどもの権利に関する条例(仮称)の主なポイント

1 全てのこどもが幸せに暮らし、健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現

- ・前文、目的(第1条)に明記
- 2 こどもにとって大切な権利の具現化
 - ・前文、基本理念(第3条)に関連文あり。こどもにとって大切な権利(第4条)に明記
- 3 困難な状況にあるこどもへの相談支援体制の充実
 - ・前文、基本理念(第3条)に関連文あり。相談支援体制の充実(第13条)に明記
- 4 こども等からの意見の聴取及び施策への反映
 - ・前文、基本理念(第3条)に関連文あり。こども等からの意見聴取及び施策への反映(第14条)に明記
- 5 社会全体でこどもを育み支える環境づくり
 - ・前文、基本理念(第3条)、こどもの社会参加の促進及び社会全体でこどもが意見表明しやすい環境づくり(第16条)に明記
- 6 こどもに対する権利侵害を救済する機関の設置
 - ・前文、基本理念(第3条)に関連文あり。こども支援委員会(仮称)(第18条)、権利侵害の救済(第19条)に明記

こどもの権利に関する条例(仮称)素案の概要

前 文

- ●こどもは未来を切り拓く希望の光であり、かけがえのない存在
- ●こどもの権利は、こどもが健やかに幸せな状態で成長していくために欠く ことができない大切なもの
- ●日本は、こどもの権利に関する条約を結び、こどもが一切の差別を受ける ことなく、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、こどもに とって大切な権利を保障



●近年は、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加により、地域の関わりの希薄化が進み、こどもに様々な影響を与えるなか、いじめや虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く状況は厳しさを増している。



- ●相談できずに悩んでいるこどもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、 こどもの権利が守られる環境づくりが不可欠
- ●こどもの視点を尊重し、こどもが安心して意見を述べることができる場 や機会をつくり、その意見をこどもの支援のための施策に反映させることが重要

●全てのこどもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、基本的人権が保障さ

●全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されることなど、福祉に係る権利が等

●全てのこどもについて、年齢や発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見

●全てのこどもについて、年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先

●こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、社会全体でこどもを支えるための取組を

しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること

を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

れるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにするなど、こどもの有する権利が尊重され、



- ●県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携して、あらゆるこどもの支援のための施策に取り組み、社会全体でこどもの成長を見守り、支える。
- ●社会全体がこどもの権利を尊重・擁護し、未来を担うこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイグ)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

第1章 総則

【目的(第1条)】

●こどもの健やかな成長を支援し、こどもの権利を保障するための基本理念を定め、県の責務、保護者、学校関係者等、事業者、民間団体、県民の役割を明らかにするとともに、こども支援の基本となる事項を定めることにより、こども施策を総合的に推進し、全てのこどもが幸せに暮らし、健やかに成長できる社会を実現する。

【定義(第2条)】

- ●「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、こどもの支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに定めるものとする。
- ●「こどもの支援」とは、①こどもの健やかな成長に対する支援②こどもの健やかな成長を支える者への支援をいう。
- ●「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- ●「学校関係者等」とは、①学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者 ②①のほか、こどもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を 行う者をいう。

【責務・役割等(第5条~第11条)】

- ●県は、地域における主体的かつ自主的なこどもの支援のための取組を尊重しつつ、こどもの支援のための施策を策定し、及び実施する。
- ●県は、こどもの支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行うこどもの支援のための施策に協力する。
- ●保護者は、こどもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、心身の健やかな成長を図るように努める。

【基本理念(第3条)】

擁護されること

して考慮されること

推進すること

- ●学校関係者等は、学校、児童福祉施設等におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりを行うよう努める。
- ●事業者は、その雇用する労働者が、そのこどもに接する時間を十分に確保し、職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に 努める。
- ●こどもの支援を行う民間団体は、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、こどもの健やかな成長を支えるように努める。
- ●県民は、こどもの支援のための施策について関心及び理解を深め、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守るとともに、こどもが安全に安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努める。

【こどもの大切な権利(第4条)】

- ●家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、性別、障がいその他こども又はその家庭を理由としたあらゆる差別や不利益を受けることがないこと
- ●命が守られ、かけがえのない存在として、愛情と理解をもって大切に育てられること
- ●いじめ、虐待など、あらゆる暴力や不当な取扱いなどを受けたりしないこと、 また、気軽に相談し、適切な支援を受けることができること
- ●健康な生活ができ、医療、教育、生活への支援などを受けることができること
- ●自分の気持ちや考えを自由に表明することができ、尊敬されること●自分の成長に役立つ必要な情報提供を受けて、社会に参加することができること
- ●遊ぶこと、学ぶこと、食べること、心や体を休めること
- ●様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、社会体験活動ができる こと
- ●安心して過ごすことができる居場所があること
- ●夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することができるよう、社会全体が温 かく見守り、支えていくこと
- ●他者の権利の尊重

第2章 基本的施策(こどもまんなか社会を実現するための基本施策)

第12条 こどもの権利の普及啓発及び社会的気運の醸成

第14条 こども等からの意見聴取及び施策への反映

第16条 こどもの社会参加の促進及びこどもが意見表明しやすい環境づくり

第13条 相談支援体制の充実

第15条 こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供

第17条 こどもの居場所づくりの推進

第3章 こどもに対する権利侵害の救済等

第18条 こども支援委員会(仮称) 第19条 権利侵害の救済

6

前文

こどもは、未来を切り拓く希望の光であり、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在です。また、こどもの権利は、こどもが健やかに幸せな状態で成長していくために欠くことができない大切なものです。

日本は、こどもの権利に関して条約を結び、こどもが一切の差別を受けることなく、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、こどもにとって大切な権利を保障することを約束しており、こどもは、大人と同様に権利の主体であり、一人の人間として尊重されるべきです。

一方で、近年は、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加により、地域の関わりの希薄化が進み、こどもに様々な影響を与えるなか、いじめや虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした問題を相談できずに悩んでいるこどもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、こどもの権利が守られる環境づくりが不可欠です。

また、こどもの視点を尊重し、こどもが安心して相談を行うことができる環境や意見を述べることができる場及び機会をつくり、その意見をこどもの支援のための施策に反映させることが重要です。

特に富山県には、四季折々の豊かで美しい自然環境と家族や地域のつながりを大切にする県民性があり、県民一人ひとりが、こどもは、周りの人たちに愛され、信頼されることにより、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができるという認識の下、こどもが安心して暮らせる、また、思い描いた生活や夢を実現できる、さらに、郷土の先人から受け継がれたふるさと富山を将来の世代に引き継いでいくという思いを持ち続けることが大切です。

ここに私たちは、県はもとより、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、こどもの支援を行う民間団体及び県民が相互に連携し、あらゆるこどもの支援に取り組み、社会全体でこどもの成長を見守り、支えるとともに、社会全体がこどもの権利を尊重・擁護し、未来を担うこどもが、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、日本国憲法、こどもの権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、この条例を制定します。

【考え方】

・いじめや虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く状況が厳しさを増していることを指摘したうえで、こうした問題を 相談できずに悩んでいるこどもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、全てのこどもが将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができ る「こどもまんなか社会」の実現を目指すという条例の基本的立場を規定

目 的(第1条)

(目的)

第1条 この条例は、こどもの健やかな成長を支援し、こどもの権利を保障するための基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、こどもに関する支援を行う民間団体及び県民の役割を明らかにするとともに、こどもの支援の基本となる事項を定めることにより、こども支援のための施策を総合的に推進し、もってすべてのこどもが権利を保障されながら、幸せに暮らし、健やかに成長できる社会を実現することを目的とします。

【考え方】

- ・前文の内容を踏まえ、本条例の目的を規定
- ・基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等、事業者、民間団体、県民の役割を明らかにするとともに、こどもの支援の基本となる事項を定めることにより、こども支援のための施策を総合的に推進し、もって全ての子どもが権利を保障されながら、幸せに暮らし、健やかに成長できる社会の実現を目指す。
- ・社会全体でこどもの成長を見守り、支えるという前文の趣旨から、県、保護者、学校関係者等だけでなく、事業者や県民の役割 を規定

【参 考】

徳島県こども未来応援条例(R6.3.19施行)

第1条 この条例は、こどもの健やかな成長への支援についての基本理念及び県が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

やまなし子ども条例 (R4.3.29施行)

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を支援し、及び子どもの権利を実現するための基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とします。

定 義(第2条)

(定義)

- **第2条** この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、こども支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに定めるものとします。
- 2 この条例において「こどもの支援」とは、次に掲げる支援をいいます。
- (1) こどもの健やかな成長に対する支援
- (2) こどもの健やかな成長を支える者への支援
- 3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- 4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいいます。
- (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)、児童福祉施設(児童福祉法 (昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)その他これらに類する施設の関係 者
- (2) 前号に掲げるもののほか、こどもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

【考え方】

・民法上の成人年齢である18歳といった一定の年齢でサポートが途切れないよう「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義(こども基本法と同趣旨)

【参考】

<u>こども基本法(R5.4.1施行)</u>

第1条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

基本理念(第3条)

(基本理念)

- 第3条 こどもの支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければいけません。
- (1)全てのこどもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにするなど、日本国憲法、こどもの権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こどもの有する権利が尊重され、擁護されること。
- (2)全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健 やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基 本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3)全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4)全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して 考慮されること。
- (5) こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、 こどもに関する支援を行う民間団体及び県民が相互に連携し、及び協力して、社会全体でこどもを支えるための取 組を推進すること。

【考え方】

・第1号から第4号については、こどもの権利に関する条約及びこども基本法の趣旨を踏まえ、「こどもの権利に関する条約」のいわゆる 4原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」に対応する規定を設 けるとともに、5号については、「社会全体でこどもを支えるための取組みの推進」を加える。

こどもにとって大切な権利(第4条)

(こどもにとって大切な権利)

- **第4条** こどもは、権利の主体としてこどもの権利に関する条約などに定められている権利が保障されています。県は、 こどもが健やかに成長していくため、特に次に掲げるこどもの権利を大切にし、県民に周知を図り、その理解を得る よう努めます。
 - (1)家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、性別、障がいその他こども又はその家庭を理由としたあらゆる差別や不利益を受けることがないこと
 - (2) 命が守られ、かけがえのない存在として、愛情と理解をもって大切に育てられること
 - (3) いじめ、虐待など、あらゆる暴力や不当な取扱いなどを受けたりしないこと、また、気軽に相談し、適切な 支援を受けることができること
 - (4)健康な生活ができ、医療、教育、生活への支援などを受けることができること
 - (5) 自分の気持ちや考えを自由に表明することができ、尊重されること
 - (6) 自分の成長に役立つ必要な情報提供を受けて、社会に参加することができること
 - (7) 遊ぶこと、学ぶこと、食べること、心や体を休めること
 - (8) 様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、社会体験活動ができること
 - (9) 安心して過ごすことができる居場所があること
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することできるよう、社会全体が温かく見守り、支えていくこと
- 2 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

【考え方】

- ・こどもを取り巻く状況を踏まえて、本県において、こどもにとって特に大切な権利の内容を具体的に規定
- ・全てのこどもは、「最善の利益が優先して考慮」される(3条4号)ことから、こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重 すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと 認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

【参考】

徳島県こども未来応援条例 (R6.3.19施行)

第3条 こどもの健やかな成長への支援は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加 する権利をはじめとしたこどもの権利(以下「こどもの権利」という。)を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考 慮し、行われなければならない。

責務・役割等(第5条~第11条)

(責務・役割等)

- **第5条** 県は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域における主体的かつ自主的なこどもの支援のための取組を尊重しつつ、こどもの支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。
- **第6条** 県は、こどもの支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行うこどもの支援のための施策に協力するものとします。
- **第7条** 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの健やかな成長の第一義的責任を有することを認識し、こどもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、心身の健やかな成長を図るよう努めるものとします。
- **第8条** 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりを行うよう努めるものとします。
- 第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が、そのこどもに接する時間を十分に確保し、職業生活 及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとします。
- **第10条** こどもに関する支援を行う民間団体は、基本理念にのっとり、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、こどもの健やかな成長を支えるよう努めるものとします。
- **第11条** 県民は、基本理念にのっとり、こどもの支援のための施策について関心及び理解を深め、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守るとともに、こどもが安全に安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるものとします。

【考え方】

・こども基本法、教育基本法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、保護者、事業者、県民の役割を規定

責務・役割等(第5条~第11条)

【参考】

こども基本法 (R5.4.1施行)

- 第4条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 第6事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。
- 第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

教育基本法(H18.12.22施行)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせると ともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

<u>児童福祉法(S23.1.1施行)</u>

第2条

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

こどもの権利の普及啓発及び社会的気運の醸成(第12条)

(こどもの権利の普及啓発及び社会的気運の醸成)

- 第12条 県は、この条例、こどもの権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について、広報活動を通じてこどもを含めた県民に普及啓発を図り、その理解を得るよう努めるものとします。
- 2 県は、社会全体でこどもを支える取組みを後押しするための気運の醸成を図るものとします。

【考え方】

・条例の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く県民に周知するとともに、社会的気運の醸成を図ることを規定

【参考】

<u>こども基本法(R5.4.1施行)</u>

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

相談支援体制の充実(第13条)

(相談支援体制の充実)

- 第13条 県は、いじめや虐待、貧困、家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもなど、困難な状況にあるこどもに関する相談を行うことができる体制の充実を図り、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組みます。
- 2 こども又は保護者その他の関係者(以下「こども等」という。)である相談者が安心して相談できるよう、必要な環境の整備を図ります。

【考え方】

・いじめ、虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く状況が厳しさを増していることから、本条で規定

【参 考】

やまなし子ども条例(R4.3.29施行)

- 第11条 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる体制の充実を図り、これらの問題の解決に取り組みます。
- 2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講じます。

こども等からの意見聴取及び施策への反映(第14条)

(こども等からの意見聴取及び施策への反映)

- **第14条** 県は、こどもの支援を計画的に実施するための計画又はこどもの支援のための施策を策定し、実施するに 当たっては、こども等の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見を聴取します。
- 2 意見の聴取に当たっては、社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な困難な状況にあるこどもの意見 を聴取し、その聴取した意見に応答するものとします。

【考え方】

- ・こどもの権利に関する条約12条等の趣旨を踏まえ、こども等の意見を施策へ反映させることを規定
- ・第2項では、社会的養護下のこどもなど声を聴かれにくいこどもの声を聴取する必要があることを規定

【参考】

こどもの権利に関する条約(ユニセフ訳)

第12条 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、 十分考慮されなければなりません。

こども基本法 (R5.4.1施行)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供(第15条)

(こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供)

第15条 県その他こどもの健やかな成長を支える者は、こどもの支援のための施策について、こどもが理解を深められるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報及び学ぶ機会の提供に努めます。

【考え方】

・こどもの権利に関する条約17条の趣旨を踏まえ、こどもが意見を表明する前提として、こどもの視点に立った分かりやすい情報提供が 必要であることから本条のとおり規定

【参考】

こどもの権利に関する条約 (ユニセフ訳)

第17条 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

徳島県こども未来応援条例(R6.3.19施行)

第4条

2 県は、こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとする。

やまなし子ども条例 (R4.3.29一部施行)

第19条 県及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や社会への参加の促進を図るため、県の子ども施策、育ち学ぶ施設の取組等について、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

こどもの社会参加の促進及びこどもが意見を表明しやすい環境づくり(第16条)

(こどもの社会参加の促進及び社会全体でこどもが意見表明しやすい環境づくり)

- **第16条** 県は、こどもと他のこども等との交流の機会の提供、その他こどもの社会参加を促進できるよう、必要な環境の整備を図ります。
- 2 県は、こどもにとってやさしい温かな社会となるよう、こどもが意見を表明しやすい環境づくりに率先して 取り組みます。

【考え方】

・「こどもまんなか社会」の実現のため、こどもの社会参加の促進及びこどもが意見を表明しやすい環境づくりについて規定

【参考】

やまなし子ども条例 (R4.3.29一部施行)

- 第17条 県は、子どもが育ち学ぶ施設又は社会の一員として自分の考え若しくは意見を表明し、又は参加する機会若しくは仕組みを設けるよう努めます。
- 2 県は、子どもが利用する施設の設置若しくは運営に関する事項又は子どもに関する事項を検討するときは、子どもが考え又は意見を自由に表明し、又は参加することができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者及び県民は、子どもが育ち学ぶ施設の運営、地域での活動等について考え又は意見を表明し、又は参加すること ができるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援するものとします。
- 4 県は、子どもの意見表明及び社会への参加を促進するため、子どもの考え及び意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

こどもの居場所づくりの促進(第17条)

(こどもの居場所づくりの促進)

第17条 県は、こどもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどの促進を図ります。

【考え方】

・こどもが、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるためには、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することが必要で あることから、本条のとおり規定

【参 考】

徳島県こども未来応援条例(R6.3.19施行)

第7条 県は、こどもが地域において安全・安心に交流し、自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。 やまなし子ども条例 (R4.3.29一部施行)

第18条 県は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、又は生活することができる場の整備やそのような場づくりの推進に努めます。

こども支援委員会(仮称) (第18条)

(こども支援委員会)

- **第18条** いじめ、体罰等によるこどもの権利侵害(以下この章において「権利侵害」という。)に関する事項について調査審議するため、富山県こども支援委員会(以下この章において「委員会」という。)を設置します。
- 2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて権利侵害に関する事項を調査審議するものとします。
- 3 委員会は、委員5人以内で組織します。
- 4 委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命します。
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員会に特別の事項を調査審議するために必要があるときは、特別委員を置くことができます。
- 7 この条に定めがあるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【考え方】

- ・こどもの権利侵害を救済するために、富山県こども支援委員会(仮称)の設置について規定
- ・委員会の組織及び運営に関して詳細な検討が必要になるため、この条及び次条の施行は約1年後となる予定

権利侵害の救済(第19条)

(権利侵害の救済)

第19条 何人も権利侵害をしてはいけません。

- 2 権利侵害を受けた、若しくは受けているこども又は当該こどもの保護者は、委員会に対し、その救済を申し出ることができます。
- 3 委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければなりません。
- 4 前項の場合を除くほか、委員会は、権利侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができます。
- 5 委員会は、前2項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができます。
- 6 委員会は、第3項又は第4項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育 委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができます。
 - ① 権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。
 - ② 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。
- 7 知事は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければなりません。

【考え方】

・富山県こども支援委員会(仮称)の調査審議の対象や権限等について本条のとおり規定

今後のスケジュールについて (案)

10月下旬~11月下旬 意見聴取

- ・こども・若者
- こども県政モニター
- ・こども・若者支援関係団体
- 市町村

11月20日(水) 第2回有識者会議

12月上旬 パブリックコメント案の送付

12月中旬~1月中旬 パブリックコメント(こども向け・大人向け)

R7. 2月上旬 第3回有識者会議

R7.2月下旬 条例案を議会へ提案